

令和 8 年 10 月 27 日

一般社団法人日本救急医学会 代表理事 溝端 康光殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長

(公 印 省 略)

救急医療に係る各種調査について

下記の調査について、別添（写）のとおり各都道府県衛生主管部（局）長宛て通知しましたので、御了知いただきますようお願いいたします。なお、本調査は医療法に基づき実施するものであり、関係医療機関におかれて適切に回答いただけるよう、貴会におかれましても会員等への周知及び回答促進について御協力をお願いいたします。

記

【救急医療提供体制の現況調べ】

○初期救急医療機関(調査票 A1)

都道府県の医療計画において初期救急医療機関として位置づけられている在宅当番医制を行っている医師会及び休日夜間急患センター。

○第三次・第二次救急医療機関(救命救急センターを除く)(調査票 A2)

救急医療対策事業の対象の有無にかかわらず、都道府県の医療計画において第三次救急医療機関又は第二次救急医療機関に位置づけられている全ての医療機関(救急告示病院及び救急告示診療所を含む。)。ただし、調査の時点で救命救急センターを有していた医療機関は除く。

○救命救急センター(調査票 A3)

【小児救急医療提供体制の現況調べ】

○小児の初期救急医療を提供している医療機関(調査票 B1-1、B1-2)

○小児の三次又は二次の救急医療体制を提供している医療機関

(小児救命救急センターを除く)(調査票 B2)

○小児救命救急センター（地域小児救命救急センターを含む）(調査票 B3)

【救急医療情報センター(広域災害・救急医療情報システム)の現況調べ】

○救急医療情報センター(広域災害・救急医療情報システム)の状況

(調査票 C1)

○救急医療情報センターにおける情報提供状況表(調査票 C2)

※救急医療情報センター(広域災害・救急医療情報システム)を設置していない都道府県につきましては、設置していない理由をメールにて回答願います。

【救急医療体制等に関する調査等】

○救急医療施設等設置状況(別紙1)

○小児救急医療施設等設置状況(別紙2)

○ドクターヘリ導入都道府県における実施状況等(別紙3)

○ドクターヘリ導入都道府県における広域連携状況(別紙4)

【第二次救急医療機関の自己チェック】

○第二次救急医療機関の自己チェックリスト及び自己チェック票

救急医療対策事業の対象の有無にかかわらず、都道府県の医療計画において第二次救急医療機関以上に位置付けられている全ての医療機関(救急告示病院及び救急告示診療所を含む。)ただし、小児の第二次救急医療を提供している医療機関、調査の時点で救命救急センターを有していた医療機関は除く。

※本調査の回答は必須ではありません。医療機関の任意で提出をお願いします。

提出期限

医療機関から都道府県 : 令和9年1月15日(金)